

Ⅰ. 平成26年～29年の対応方針において、平成30年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（平成30年6月29日）までに結論を報告したものを除く。

○平成26年対応方針

(1) 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

① 産業振興

No.	事項	関係府省	26年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年6月30日現在。その後の特筆すべき状況があれば()で記載
1	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲 (中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律)	経済産業省	地域産業資源活用事業計画の認定（6条1項）については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に関係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、 <u>平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	通知については、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づく地域産業資源活用事業計画の認定に係る都道府県との情報共有等について」（平成27年2月27日付け中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課通知）により実施済み。 なお、都道府県への権限移譲については、引き続き平成29年度末までの法施行状況等について現在検証しているところであり、平成30年度内を目途に結論を得る。

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

(2) 義務付け・枠付けの見直し等

① 土地利用（農地除く）

No.	事項	関係府省	26年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年6月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
2	<p>町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止 (都市計画法) ※資料2 重点事項15</p>	国土交通省	<p>町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議（19条3項（21条2項で準用する場合を含む。））については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。</p> <p style="text-align: center;"><27年対応方針></p> <p>町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議（19条3項（21条2項で準用する場合を含む。））については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項の定着状況を踏まえ、都道府県知事同意について、平成30年までに、町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を得る。</p>	<p>平成28年4月1日に都市計画決定等手続における都道府県知事と市町村との協議に当たっての留意事項を明確化するため都市計画運用指針を改正した。</p> <p>都道府県に対し、平成28年10月に各自治体における協議ルールの策定状況等の調査を実施し、平成29年6月に都市計画運用指針の改正を踏まえた都市計画決定等手続における都道府県知事と市町村との協議の状況に係る調査を実施した。</p> <p>また、町村に対し、平成29年8月に都市計画決定等手続における都道府県知事と町村との協議の状況に係る調査を実施した。</p> <p>さらに、平成29年10月に開催された第67回内閣府地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会における有識者の指摘を踏まえ、都道府県及び町村に対し、平成29年12月に都市計画運用指針改正を踏まえた協議の状況に係る追加調査を実施した。加えて、当該有識者の指摘及び平成29年12月に実施した追加調査の結果を踏まえ、市に対し、平成30年3月に都市計画運用指針改正を踏まえた都道府県知事との協議の状況に係る調査を実施した。</p>

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

○平成28年対応方針

(1) 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

① 産業振興

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年6月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
3	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲 (中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律)	経済産業省 国土交通省	<p>【経済産業省】 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方経済産業局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、<u>平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p>【国土交通省】 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方運輸局又は地方整備局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、関係する都道府県が連携する仕組みを整備することにより実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、都道府県に移譲することについて検討し、<u>平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>権限移譲に関する課題等を把握するため、アンケート調査を実施し、その回答結果を集計。 (平成29年11月アンケート実施、平成29年12月～平成30年1月) 現在、地方や関係団体等から聴取した意見を踏まえて方針を検討中。</p>

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

(2) 義務付け・枠付けの見直し等

① 産業振興

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年6月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
4	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包の譲り受けの許可の廃止 (火薬類取締法)	警察庁 経済産業省 環境省	火薬類の譲受の許可(17条)については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業における火薬類の管理状況等の実態調査を行った上で、装薬銃を用いて当該事業を行う捕獲従事者に係る実包の譲受の規制の在り方について検討し、 <u>平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>本提案に係る検討に必要な実態把握を図るため、各都道府県地方分権改革担当部局及び同指定管理鳥獣捕獲等事業実施担当部局宛てに「指定管理鳥獣捕獲等事業における実包等使用の実態調査について」平成30年5月11日付け関係省庁連名事務連絡)を発出し、平成29年度の当該事業における実包等使用に係る実態調査を実施中である。</p> <p>上記実態調査結果を踏まえ、装薬銃を用いて当該事業を行う捕獲従事者に係る実包の譲受の規制の在り方について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年6月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
5	放課後児童支援員認定 資格研修の受講免除 (児童福祉法) ※資料2 重点事項4	厚生労働省	<p>放課後児童支援員認定資格研修（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平26厚生労働省令63）10条3項。以下「認定資格研修」という。）の実施等については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成31年度までの経過措置期間（同省令附則2条）を踏まえ、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、<u>平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。</u> <p><29年対応方針> 上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定資格研修の経過措置については、当該研修の受講状況を踏まえ、経過措置期間終了後も継続した放課後児童クラブの実施体制が維持されることを念頭に、今後経過措置期間をどのように扱うかを含め検討を行い、<u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> 	<p>受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成31年度までの経過措置期間（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の附則2条）を踏まえ、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査結果を踏まえ、平成30年中に結論を得られるよう検討する。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>省令附則第2条の経過措置の見直しについては、放課後児童支援員認定資格研修の受講状況を踏まえ、実施の是非について検討を進める。</p>

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年6月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
6	放課後児童支援員 研修の受講要件の 緩和 (児童福祉法)	厚生労働省	<p>放課後児童支援員認定資格研修（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平26厚生労働省令63）10条3項。以下「認定資格研修」という。）の実施等については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援員研修修了者が認定資格研修の受講に必要とされる実務経験の短期化については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、<u>平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。</u> <p><29年対応方針> (iv) 上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援員研修（放課後児童コース）修了者が放課後児童支援員認定資格研修（同省令10条3項。以下この事項において「認定資格研修」という。）の受講に必要とされる実務経験については、<u>平成30年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> ・認定資格研修の受講科目については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を踏まえ、子育て支援員研修（放課後児童コース）修了者及び児童厚生員研修修了者について重複する科目を一部免除することについて検討し、<u>平成30年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。</u> 	<p>実務経験の短期化について、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査結果を踏まえ、結論を得る方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>受講科目及び経過措置の在り方について、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、結論を得る方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

○平成29年対応方針

(1) 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

① 産業振興

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年6月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
7	経営革新等支援機関に係る認定権限の都道府県知事への移譲 (中小企業等経営強化法)	金融庁 経済産業省	認定経営革新等支援機関(21条)については、国、都道府県及び認定経営革新等支援機関間の連携強化を図るため、中小企業支援施策や認定経営革新等支援機関制度を活用した優良な支援事例等を意見交換する仕組みの構築について検討し、 <u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	国、都道府県及び認定経営革新等支援機関間の連携強化を図るため、中小企業支援施策や認定経営革新等支援機関制度を活用した優良な支援事例等を意見交換する仕組みの構築について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

② 環境・衛生

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年6月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
8	国定公園の公園計画変更 に係る事務権限の移譲 (自然公園法)	環境省	<p>国定公園に関する公園計画の変更（8条2項）については、公園計画に基づく事業に係る既存施設の業態を変更する際に、都道府県による機動的な対応ができない場合があるという問題を踏まえ、全国の国定公園の事例や、都道府県の意見等を踏まえつつ、施行令1条各号の同一の号に定められている施設間の業態変更の場合に公園計画の変更を不要にすることの可能性なども含めて、公園事業となる施設の種別を公園計画においてどのように扱うかについて検討し、<u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>自然公園法施行令1条各号の同一の号に定められている施設間の業態変更に係る実情や意見等について、国定公園が立地する都道府県に対して照会を実施中。</p> <p>今後は、全国の国定公園の事例や、都道府県の意見等を踏まえつつ、施行令1条各号の同一の号に定められている施設間の業態変更の場合に公園計画の変更を不要にすることの可能性なども含めて、公園事業となる施設の種別を公園計画においてどのように扱うかについて引き続き検討し、平成30年度中に結論を得る。</p>

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

(2) 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年6月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
9	<p>介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲 (介護保険法)</p>	厚生労働省	<p>指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設置者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等（115条の32から115条の34）に係る事務・権限については、条例による事務処理特例制度（地方自治法（昭22法67）252条の17の2第1項）により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。また、当該権限を中核市に移譲することの必要性については、同制度の運用状況や中核市の意見等を踏まえつつ検討し、<u>平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>平成30年2月6日開催の都道府県・政令市・中核市を対象とした業務管理体制検査担当職員研修において、事務処理特例制度を活用することができる旨周知を行った。</p> <p>権限の移譲については、当該事務権限を中核市に移譲することの必要性について、同制度の運用状況や中核市の意見等を踏まえつつ検討し、平成30年度中に結論を得ることとしている。</p>

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

(3) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年6月30日現在。その後の特筆すべき状況があれば()で記載
10	<p>指定難病・小児慢性特定疾病医療費申請においてマイナンバー制度を活用した情報連携項目の追加</p> <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p>	<p>内閣官房 内閣府 総務省 厚生労働省</p>	<p>(i) 児童福祉法(昭22法164)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務(別表2の9)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に周知する。</p> <p>また、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、児童福祉法施行規則(昭23厚生省令11)7条の5に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭14法73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭22法50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法(昭26法191)に基づく障害補償)に係る情報について、地方公共団体における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減する方策について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(ii) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)による特定医療費の支給に関する事務(別表2の119)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に周知する。</p> <p>また、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平26厚生労働省令121)8条に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭14法73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭22法50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法(昭26法191)に基づく障害補償)に係る情報について、地方公共団体における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減する方策について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>(i) 前段 <u>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)を施行。</u> (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を一部改正し、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務について、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加。)</p> <p>(i) 後段 厚生労働省において障害年金等に関する情報について必要な措置を検討中。 (※平成30年8月1日付け健難発0801第4号厚生労働省健康局難病対策課長通知文書「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に基づく情報連携の対象となっていない給付を受ける医療費支給認定保護者に係る小児慢性特定疾病医療費の支給認定事務の取扱いについて」にて公用照会の照会様式を定め、具体的な事務フローについて、地方公共団体に対し周知済み。)</p> <p>(ii) 前段 <u>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)を施行。</u> (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を一部改正し、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務について、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加。)</p> <p>(ii) 後段 厚生労働省において障害年金等に関する情報について必要な措置を検討中。 (※平成30年8月1日付け健難発0801第5号厚生労働省健康局難病対策課長通知文書「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に基づく情報連携の対象となっていない給付を受ける指定難病患者に係る特定医療費の支給認定事務の取扱いについて」にて公用照会の照会様式を定め、具体的な事務フローについて、地方公共団体に対し周知済み。)</p>

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年6月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
11	児童手当における学校給食費の徴収権限の強化 (学校給食法、児童手当法) ※資料2 重点事項11	内閣府 文部科学省	学校給食費(11条2項)の徴収に係る地方公共団体の権限については、地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、 <u>平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	学校給食費を強制徴収可能な公債権とすることについての法制的な整理を検討中。 引き続き、平成30年中に法改正等の対応の方向性について結論を得るべく、検討を行う。

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年6月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
12	保育所等における保育教諭の配置基準の緩和 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)	内閣府 文部科学省 厚生労働省	幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)5条3項)等に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、 <u>平成30年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成30年度中に、幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準(幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)5条3項)に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等について、各自治体に対し調査を実施する。

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年6月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
13	施設型給付費等の算定方法に係る事務（管外受委託児童に係る請求及び支払事務）の簡素化 （就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）	内閣府 文部科学省 厚生労働省	施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。 ・広域利用時における請求事務等の取扱いについては、実態調査等を行った上で、制度運用の在り方について検討し、 平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	広域利用時における請求事務等の取扱いについて、実態調査等を行った。引き続き実態調査等を行った上で、制度運用の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
14	放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和 （児童福祉法） ※資料2 重点事項4	文部科学省 厚生労働省	「放課後子ども総合プラン」 （平26文部科学省生涯学習政策局、文部科学省大臣官房文教施設企画部、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局）に基づく、放課後子供教室と一体型の放課後児童クラブの実施については、地域の実情を踏まえた運用ができるよう、児童の数が20名未満の場合における人員配置の考え方を検討し、 平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	平成30年3月27日に、自治体向けに「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に係る実態調査について」を発出し、登録児童数の変動や安全確保策について実態を調査。 引き続き、調査結果等も踏まえ、平成30年度中に結論を得るべく、検討を行う。

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年6月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
15	公費負担医療における 特例的な自己負担上限 額の算定式の廃止 (健康保険法)	厚生労働省	公費負担医療における高額療養費の算定については、地方公共団体や保険者の事務負担や財政への影響を踏まえつつ、その見直しの必要性について検討し、 <u>平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	現在、公費負担医療における高額療養費の算定の見直しの必要性について検討中であり、今秋の医療保険部会の意見を聞いた上で、結論を得る予定。
16	保育所等の人員配置基準の緩和 (児童福祉法)	厚生労働省	保育所における保育士の配置基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭23厚生省令63）33条）に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、 <u>平成30年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成30年度中に、保育所における保育士の配置基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭23厚生省令63）33条）に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等について、各自治体に対し調査を実施する。

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年6月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
17	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」の廃止又は参酌化 (児童福祉法) ※資料2 重点事項4	厚生労働省	放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号及び児童福祉法6条の3第2項)に従事する者及びその員数(児童福祉法34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、 <u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「地方分権の議論の場において検討」することとされたことを踏まえ、平成30年2月19日及び5月11日に提案募集検討専門部会で議論。 引き続き、平成30年度中に結論を得るべく、地方分権の議論の場において検討を行う。
18	放課後児童支援員の配置数の緩和 (児童福祉法) ※資料2 重点事項4	厚生労働省	放課後児童支援員(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条1項)の員数については、登録児童数が少ない場合、地域の人口が少ない場合又は学校との連携が可能な場合等に対応できるように、地方分権の議論の場において検討し、 <u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「地方分権の議論の場において検討」することとされたことを踏まえ、平成30年2月19日及び5月11日に提案募集検討専門部会で議論。 引き続き、平成30年度中に結論を得るべく、地方分権の議論の場において検討を行う。

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年6月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
19	児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和 (児童福祉法) ※資料2 重点事項4	厚生労働省	認定資格研修の受講科目については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を踏まえ、子育て支援員研修(放課後児童コース)修了者及び児童厚生員研修修了者について重複する科目を一部免除することについて検討し、 <u>平成30年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。</u>	平成30年3月27日に、自治体向けに「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に係る実態調査について」を発出し、放課後児童支援員認定資格研修に関する自治体の考え方を調査。 引き続き、調査結果等も踏まえ、平成30年度中に結論を得るべく、検討を行う。
20	子育て短期支援事業の実施施設に関する規制緩和 (児童福祉法)	厚生労働省	子育て短期支援事業(6条の3第3項)の実施施設については、子育て短期支援事業の実施先として、里親支援機関が委託する里親(6条の4)を対象とすることも含め、課題を整理しながら検討し、 <u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	検討すべき課題について整理中。 平成30年度中に、事業の見直しに向けた検討を行い、結論を得る予定。

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年6月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
21	精神医療審査会における 開催・議決要件の緩和 (精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律)	厚生労働省	精神医療審査会の開催・議決 については、地方公共団体の意 見を踏まえつつ、テレビ会議等 の活用を可能とすること等につ いて検討し、 <u>平成30年中に結論 を得る。その結果に基づいて必 要な措置を講ずる。</u>	精神医療審査会の運用状況、テレビ会 議等の活用について、厚生労働省及び内 閣府の連名で地方公共団体へのアンケー トを実施中。

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年6月30日現在。その後の特筆すべき状況があれば()で記載
22	<p>児童扶養手当受給者が公的年金給付金を遡及受給した際の事務負担の軽減 (児童扶養手当法)</p>	厚生労働省	<p>児童扶養手当の受給者が遡及して年金を受給した場合における当該受給者が受けた児童扶養手当の返還(13条の2第2項)については、児童扶養手当の支給機関が、速やかに当該年金の受給情報を把握し児童扶養手当の受給者に請求することができるよう、児童扶養手当の支給機関及び日本年金機構の事務負担も踏まえつつ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した円滑な情報共有の方策や、日本年金機構から年金受給権者に対し児童扶養手当を受給している場合は児童扶養手当の返還が生じる可能性があることを周知することを含め、日本年金機構及び児童扶養手当の支給機関による周知活動の強化等について検討し、<u>平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した円滑な情報共有の方策や、日本年金機構及び児童扶養手当の支給機関による周知活動の強化等について検討を開始した。</p>

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年6月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
23	介護福祉士試験受験資格に必要な「介護福祉士実務者研修」の受講時間見直し (社会福祉士及び介護福祉士法)	厚生労働省	介護福祉士試験の実務経験ルートについては、平成28年度介護福祉士試験受験者数が減少した要因を分析した上で介護福祉士の量を確保する方策について検討し、 <u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講じる。</u>	実務者研修導入による影響について調査研究を実施し、平成28年度介護福祉士試験受験者数が減少した要因の分析及び対応策を検討中。
24	喀痰吸引等研修の見直し (社会福祉士及び介護福祉士法)	厚生労働省	喀痰吸引等研修の受講環境の整備については、研修の実施状況に係る調査を行った上で、その結果を踏まえた適切な対応について検討し、 <u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	介護職員による喀痰吸引等の実施状況等について調査研究を実施し、その結果を踏まえた対応策を検討中。

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年6月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
25	市町村介護保険事業計画の変更に係る 手続の簡素化 (介護保険法)	厚生労働省	市町村介護保険事業計画の変更(117条9項、117条10項)に係る手続については、市町村による当該手続の円滑化に向け、都道府県が機動的かつ柔軟に対応するよう、都道府県に平成29年度中に周知する。 また、指定都市及び中核市が介護保険施設等に対する指定・認可権限を有していることを踏まえ、当該手続の在り方について検討し、 <u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	前段については、平成30年3月6日開催の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において周知を行った。 後段については、今年度中に市町村介護保険事業計画の策定に関する実態調査を行い、その結果を踏まえ結論を得る予定である。
26	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の登録人数要件の見直し (子ども・子育て支援法)	厚生労働省	子ども・子育て支援交付金の交付事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59条12号及び児童福祉法(昭22法164)6条の3第14項)の実施については、以下のとおりとする。 ・会員数要件については、当該事業全体の実施状況に係る調査を実施し、50人未満のほか、現在交付対象となっている会員数50人以上の市町村も含め、会員数の区分及び基準額について検討を行い、 <u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	会員数要件について、予算編成過程において検討。

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

② 教育・文化

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年6月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
27	<p>公立博物館の所管を地方公共団体の首長とすることの容認 (博物館法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律) ※資料2 重点事項16</p>	文部科学省	<p>公立博物館については、まちづくり行政、観光行政等の他の行政分野との一体的な取組をより一層推進するため、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とすることについて検討し、<u>平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>公立社会教育施設について、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が所管することを可能とすること等に関して、専門的な見地から検討を行うため、平成30年2月に中央教育審議会生涯学習分科会に「公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループ」を設置し、平成30年5月までに6回の会議を開催した。関係団体から表明された意見等も踏まえつつ、論点整理を行い、これを中央教育審議会生涯学習分科会に報告した。</p> <p>中央教育審議会生涯学習分科会で、平成30年7月に分科会における審議のまとめを行い、8月10日に開催された中央教育審議会総会において報告した。</p> <p>○公立社会教育施設の所管の在り方等に関する生涯学習分科会における審議のまとめ(抜粋) 地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができることとする特例を設けることについて、(中略)社会教育の適切な実施の確保に関する担保措置が講じられることを条件に、可とすべきと考える。</p>

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

② 教育・文化

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年6月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
28	<p>特別支援教育就学奨励事業等にかかる業務の事務負担の軽減 (特別支援学校への就学奨励に関する法律及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律)</p>	文部科学省	<p>(i) 特別支援学校への就学奨励に関する法律 市町村が設置した特別支援学校の児童生徒に係る特別支援教育就学奨励費については、支弁に係る事務負担の軽減策について検討し、<u>平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(ii) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律 市町村が設置した高等学校等の生徒に係る高等学校等就学支援金については、支給に係る事務負担の軽減策について検討し、<u>平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>(i) 「平成30年度特別支援教育就学奨励費負担金等事務に係る説明会」(平成30年2月8日実施)の開催にあたり、各都道府県教育委員会から、事務負担軽減に向けた課題等を提出していただいたところ、事務手続に係る質疑応答集の作成の要望が多かったため、平成30年中に質疑応答集等を作成し、事務連絡で発出する予定である。</p> <p>(ii) 平成31年4月の運用開始に向け、マイナンバーを活用したシステムの準備を進めているところ。これが導入されれば、これまで支援金の支給にあたり3年間に4度必要とされてきた申請・届出が1度の申請のみで対応可能となるほか、受給資格や加算区分の確認も自動で判定可能となるなど、支給に係る事務負担の軽減につながる。 (平成30年7月末からシステムへの接続や、都道府県と市区町村との情報連携等について確認を行う接続テストを開始)</p>

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

③ 土木・建築

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年6月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
29	<p>建設業法において国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類の都道府県の経由事務の廃止 (建設業法) ※資料2 重点事項45</p>	国土交通省	<p>二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県経由事務(44条の4)については、廃止する方向で、地方公共団体及び事業者の意見を聴きつつ、申請手続の電子化に関する検討と併せて検討し、<u>平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>都道府県経由事務の廃止に関するアンケート調査の実施に向けた準備を進めているところ。具体的にはアンケート調査を実施する事業者を選定し、アンケート項目等について検討を進めている。 (7月下旬(都道府県宛：20日、建設業者宛：23日)にアンケートを発出(提出期限：8月24日)し、集計しているところ。9月中旬までに最終集計を行う。)</p>

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

③ 土木・建築

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年6月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
30	<p>土壤汚染のおそれがない土地の改変などに関し、土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出義務の廃止 (土壤汚染対策法)</p>	環境省	<p>一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)については、汚染のおそれがある土地を効率的に調査する観点から、通常人が踏み入らない保安林において行われる治山工事や、環境影響調査など既存の知見により汚染のないことが明らかで、一定の条件下で届出時点においても汚染のおそれがないことが担保されている土地の形質変更など、客観的に汚染のおそれがないと判断できるものを当該届出の対象外とすること、及び既存の知見により汚染のないことが明らかになっている場合など都道府県等が汚染のおそれがないと速やかに判断できるときは当該都道府県等の判断で届出後30日を待たずに工事着手を認めることについて、都道府県等の実態把握や意向調査を行った上で検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>平成30年4月3日に中央環境審議会より環境大臣に答申された「今後の土壤汚染対策の在り方について(第2次答申)」において、①都道府県知事において、土壤汚染状況調査に準じた方法により調査した結果、特定有害物質による汚染がないと判断された場合においては、当該区域を届出対象外の区域として指定することができることが適当である、②都道府県知事が土壤の汚染のおそれがなく、調査命令を発出しないと判断した区域については、土地の形質の変更予定日以前に形質変更の着手を行っても差し支えないことにつき、環境省から周知することが適当である、との内容が盛り込まれたところ。</p> <p>今後は、「今後の土壤汚染対策の在り方について(第2次答申)」を踏まえ、必要な措置を講ずる。</p>

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

④ その他

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年6月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
31	<p>国民健康保険事務における申請・届出等へのマイナンバーの記入の見直し (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p>	内閣府 厚生労働省	<p>国民健康保険法施行規則（昭33厚生省令53）において、個人番号の記載を義務付けている事務手続については、国民健康保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府省が連携して検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>関係府省間で国民健康保険事務における申請・届出等への個人番号の記載の義務付けの要否について検討中。</p>
32	<p>国勢調査情報の利用で調査世帯一覧の複写を可能とする (統計法)</p>	総務省	<p>国勢調査（5条2項）の調査世帯一覧については、必要最小限の範囲で複写を可能とする方向で、地方公共団体及び調査実施者からの現状把握と意見聴取を行った上で、情報漏えいリスクなどを考慮した具体的な運用方法を検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>検討の方向性（必要最小限の範囲の複写を可能とする）をふまえ、現状把握のため、調査実施者に対してヒアリングを実施中。引き続き、調査実施者からのヒアリング、また地方公共団体に対しても現状把握のための照会を行う予定。 照会等により得られた内容を参考に、30年中に今後の運用方法について整理する。整理した内容により、必要に応じて閲覧事務取扱要領の改正を行い、関係各所に周知を図る。</p>

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

II. 平成26年～29年の対応方針において、平成29年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（平成30年6月29日）までに結論を報告したものを除く。

※平成26年、27年及び29年対応方針において、平成29年（度）中に「結論を得る」等とされたものは、全て結論を報告済み。

○平成28年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① その他

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年6月30日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
33	<p>マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施 （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）</p>	<p>内閣府 総務省 厚生労働省 国土交通省</p>	<p>地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務（独自利用事務）について、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、平成29年度中に療育手帳に関する事務を独自利用事務として条例で定める地方公共団体が増加するよう関係府省が連携して働きかける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 	<p>関係部局長会議(平成29年1月20日開催)及び関係主管課長会議（平成29年3月8日、平成30年3月14日開催）において、療育手帳の交付事務を行う都道府県等に対して、療育手帳関係情報の情報連携に向けて必要となる独自利用事務条例の制定について依頼。</p> <p>また、利用事務条例の制定等について、「療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて」（平成29年6月5日付障害保健福祉部企画課長通知）、「療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて」（平成30年2月26日付障企発0226第1号）を都道府県等に対して発出した。</p> <p>さらに、「マイナンバー制度に関する国と地方公共団体の推進連絡協議会」(平成29年6月14日開催)や指定都市市長会事務局を経由して、利用事務条例の制定等に関する働きかけを行った。</p> <p>「療育手帳関係情報のマイナンバー利用に関するアンケートの実施について」(平成30年3月22日付事務連絡)により、都道府県等に対して独自利用事務条例の制定状況に関する調査を行ったところ、療育手帳の交付事務を行う67団体のうち、12団体で条例が制定されている状況。</p> <p>関係府省間で連携しながら、引続き、地方公共団体に対し働きかけを行う。</p>